

山口県中小企業制度融資

資金名	融資対象	融資利率	融資限度額
経営安定資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 1 中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定に基づき、その住所地を管轄する市町長の認定を受けたもの 2 <u>災害等突発的な事態の生起又は社会的・経済的環境の急激な変化により経営の安定に支障を生じているもの</u> 3 指定再生手続開始申立等事業者に債権を有する関連中小企業者等であって当該債権の回収が困難なため経営の安定に支障を生じているもの 4 経営の安定に支障を生じた中小企業者で、経営の危機を克服する見込みがあるものとして商工会議所等の長の推薦を受けたもの	1.8% ～ 1.9% (1.6%～1.7%)	8,000万円
経営支援特別資金	次のいずれかの要件に該当する中小企業者等が経営合理化等により業況回復を図るために必要な資金 1 最近3カ月又は6カ月又は直近決算の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること 2 最近3カ月又は6カ月又は直近決算の売上高が前年同期に比して減少しており、直近決算において経常利益ベースで赤字であること		

※ 融資利率の（）内は責任共有制度対象外の場合